

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
別表			別表			
小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項	
放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号の委員 1人 同4号の委員 放射線研究室長 2人 遺伝子実験施設長 1人 各事業所の放射線取扱主任者 3人 <ul style="list-style-type: none"> 各地区の엑스線装置使用責任者代表 2人 その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 	放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号の委員 1人 同4号の委員 放射線研究室長 2人 遺伝子実験施設長 1人 各事業所の放射線取扱主任者 3人 遺伝子実験施設放射線安全管理者 1人 各地区の엑스線装置使用責任者代表 2人 その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (細則第13号)

この細則は、平成25年10月7日から施行する。